

国民健康保険税の課税限度額の改定について

1 概要

本年3月31日に施行された地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税にかかる医療保険分の課税限度額の見直しを行うため、小平市国民健康保険条例を改正するもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の課税限度額のうち、医療保険分を、現行の54万円から58万円に改めることにより、課税限度額の合計額を、現行の89万円から93万円に引き上げる。

なお、国民健康保険税の課税限度額は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれに設定されており、地方税法第703条の4の規定により政令（地方税法施行令56条の88の2）で定める額を超えてはならないとされている。

国民健康保険税課税限度額

	改正前	改正後
医療保険分	<u>54万円</u>	<u>58万円</u>
後期高齢者支援金分	19万円	19万円（変更なし）
介護保険分	16万円	16万円（変更なし）
合計	<u>89万円</u>	<u>93万円</u>

3 施行期日 平成31年4月1日